

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日、その翌日)

目 次

◆選管告示

鳥取海区漁業調整委員会委員補欠選挙の実施

鳥取海区漁業調整委員会委員補欠選挙における選挙長等の選任

鳥取海区漁業調整委員会委員補欠選挙における選挙長が事務を行う場所

鳥取海区漁業調整委員会委員補欠選挙に用いる投票用紙の様式

鳥取海区漁業調整委員会委員補欠選挙における仮投票用封筒等に押すべき印

鳥取海区漁業調整委員会委員補欠選挙における選挙会の場所等

◆海区漁業調整委員会委員補欠選挙選挙長告示

鳥取海区漁業調整委員会委員補欠選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるときのくじを行う場所等

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第六十六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十三条第二項の規定に基づき、鳥取海区漁業調整委員会委員の欠員による補欠選挙を平成三年八月二十九日に行うので、同法第九十四条第一項において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十四条第六項の規定により告示する。

なお、選挙すべき委員の数は、一人である。

平成三年八月二十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

鳥取県選挙管理委員会告示第六十七号

平成三年八月二十九日執行の鳥取海区漁業調整委員会委員補欠選挙における選挙長及びその職務代理者を漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十四条第一項において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五条第三項及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第九条において準用する公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第八十条第一項の規定により次のとおり選任したので、漁業法施行令第九十条において準用する公職選挙法施行令第八十一条の規定により告示する。

平成三年八月二十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

一 選 挙 長 鳥取市賀露町一七五七番地の三〇二 船本幸作

二 選挙長の職務代理人 東伯郡赤碕町大字赤碕一五〇番地の二八

儀利古亮輔

鳥取県選挙管理委員会告示第六十八号

平成三年八月二十九日執行の鳥取海区漁業調整委員会委員補欠選挙における選挙長は、鳥取市東町一丁目二二〇番地鳥取県庁においてその事務を行う。

平成三年八月二十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

鳥取県選挙管理委員会告示第六十九号

平成三年八月二十九日執行の鳥取海区漁業調整委員会委員補欠選挙に用いる投票用紙の様式を漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十四条第一項において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十五条第二項の規定により、次のとおり定める。

平成三年八月二十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

表
折目

平成三年執行
鳥取海区漁業調整委員会委員補欠選挙投票

鳥 取 県
選挙管理
委員会印

裏
折目

○ 注意
一 候補者の氏名(法人の場合は名称)は、欄内にひとり書くこと。
二 候補者でない者の氏名(法人の場合は名称)は、書かないこと。

しめい名
氏しよ称
しほ補めい
ほ補めい
候

表

平成三年執行
鳥取海区漁業調整委員会委員補欠選挙投票

鳥 取 県
選挙管理
委員会印

裏

(Blank area for reverse side of the ballot)

備考

- 一 用紙は白色とし、文字は黒色のインクで印刷する。
- 二 用紙は、折りたたんだ場合においてなるべく外部から文字を透視することができない紙質のものを使用しなければならない。
- 三 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込式とする。

鳥取県選挙管理委員会告示第七十号

平成三年八月二十九日執行の鳥取海区漁業調整委員会委員補欠選挙における仮投票用封筒、不在者投票用封筒及び郵便による不在者投票用封筒に押すべき印は、当該仮投票用封筒を使用し、又は不在者投票用封筒及び郵便による不在者投票用封筒を交付する市町村の選挙管理委員会の印と定め

平成三年八月二十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

鳥取県選挙管理委員会告示第七十一号

平成三年八月二十九日執行の鳥取海区漁業調整委員会委員補欠選挙における選挙会の場所及び日時は、次のとおりであるので、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十四条第一項において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定により告示する。

平成三年八月二十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

- 一 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県庁選挙管理委員室
- 二 日時 平成三年八月三十一日 午前十一時

鳥取海区漁業調整委員会委員補欠選挙選挙長告示

鳥取海区漁業調整委員会委員補欠選挙選挙長告示第一号

平成三年八月二十九日執行の鳥取海区漁業調整委員会委員補欠選挙において、候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるときのかじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十四条第一項において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成三年八月二十日

鳥取海区漁業調整委員会委員補欠選挙選挙長 船 本 幸 作

- 一 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県庁選挙管理委員室
- 二 日時 平成三年八月二十六日 午後五時十分